Weekly Fax Network News　　１９９９年（平成11年）1月11日創刊・毎週月曜日発行

発展を目指す企業家のための経営指南役

社　外　重　役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 496　平成20年12月　8日（月曜日）

発行）株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
Tel.03-3216-2004　Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
Tel.06-4799-2004　Fax.06-4799-0539

人　　事

技能士取得養成の気運高まる これからの人材は獲得から育成へ

中小製造業では今、**技能士**を増やそうという動きが活発化している。日本経済が「景気後退局面」にあるとはいえ、特に中小企業は競争力強化、取引継続、品質・価格維持は至上命令であり、まして不況となれば受注量が減り、一層製品の質や価格、提供スピードが求められる。営業職も技術に精通し、その場で商談をまとめるくらいの力をつけるなど総合的な顧客との信頼体制が問われるようになる。

中小企業は新規採用より経験豊かな中途採用に重点を置いてきた。しかし02年からの長い好景気で中小に求める人材が集まらなくなった。そこで中小製造業が取り組んだのが自前で「人材育成」をすることだった。それが技能士育成である。不況でも力のある中小製造業は、人材獲得よりも人材育成に注力し、技能士養成は人的資源確保への先行投資という将来展望を描くようになった。技能検定受験申請数を見ると、機械加工部門に限っても06年までの４年間で約13%増えている（厚生労働省調査）。

有資格者をさらに増やそうと試みる某製造業者は、人材育成目標を５ヵ年に設定し、資格取得費用の全額会社負担、製造現場の各部門を全て経験させるローテーション制、講師を招く社内セミナーでの座学など、全社体制で支援する。有資格者には特別ボーナス支給や昇級にも連動させる、名刺には技能士○級と印刷するなどという具合に、個人の士気向上と対外アピールも訴求している。

税務会計

移転外リース取引の消費税取扱い 賃貸借処理した時は分割控除ＯＫ

周知のように、企業が利用する一般的な所有権移転外ファイナンス・リース取引（移転外リース取引）は、今年４月１日以後のリース契約締結分から、資産の売買があったものとして、賃借人における消費税の課税仕入れ等の税額控除の時期はリース資産の引き渡しを受けた日の属する課税期間に一括控除することとされた。

しかし、「リース取引に関する会計基準」等では、少額または短期の移転外リース取引として重要性が乏しい場合には、例外的に賃貸借処理が認められ、「中小企業の会計指針」においては、全ての移転外リース取引について賃貸借処理を行うこともできるとされている。また、法人税法においては、売買でありながら賃借人が賃貸借処理することをベースとして償却の方法が認められ、事実上改正前の取扱いが維持されている状況にある。

税理士業界などからは、実務上の混乱を防止する観点から、賃借人が賃貸処理している場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間の課税仕入とする処理である分割控除も認めるよう要望する声が多かったが、このほど国税庁より、「分割控除で消費税の申告をしているときは、それによって差し支えない」旨の見解が示された。

また、売買処理したリース資産については一括控除し、賃貸処理したリース資産については分割控除するといったリース資産ごとに一括控除と分割控除を併用する処理も認められる。

今週のキーワード	
技能士	**技能検定に合格した人に与えられ、合格しないで名乗ると罰せられる名称独占資格。労働技能の認定として厚生労働省が管轄し、試験実施は中央職業開発協会が受託し、各都道府県の同協会が行う。等級には特級、１級（７年以上実務経験）、２級（同２年以上）、３級、単一技能等級がある。日本労働研究機構の企業調査では、重視する資格の最上位は技能士だった。そのうち、約３割が毎月資格手当を支給、約１割が昇格・昇進の前提条件とする等の優遇措置を講じている。**

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。